

平成23年3月16日より 消費税申告相談会

予約制

平成20年分の決算書をご覧ください。課税売上高が1,000万円を超えていませんか？平成20年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合、平成22年分消費税申告が必要です。

(ご注意ください！固定資産(事業用車輛等)の売却額等も課税売上高に含まれます。)

1/31

3/15 3/16

3/31

所得税決算申告相談会

消費税申告相談会

相談期間 平成23年3月16日～3月31日

予約時間 9:30～ 10:15～ 11:00～ 13:00～
13:45～ 14:30～ 15:15～ (1日45分)

相談会場 青色申告会3階

持ち物 平成22年分消費税申告書(税務署より届いたもの)
平成21年分消費税をe-Taxで提出した方は送付されません。
平成21年分消費税申告書(控)前年に消費税申告を行った方)
平成20～22年分所得税決算書・申告書
平成22年分帳簿(ブルーリターンAの方はデータ)
印鑑・消費税関係の届出書

予 約 青色申告会事務局(211-0141)

消費税申告書を印刷した場合、印刷代金としては500円を頂戴しています。